

農林水産省指令 2 水管第 1870 号

神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事

令和 2 年 12 月 7 日付け水第 735 号で申請のあった貴県の海洋生物資源の保存及び管理に関する都道府県計画の変更について、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 28 条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 10 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき承認します。

令和 2 年 12 月 21 日

農林水産大臣 野上 浩太郎

